

令和7年10月21日

課 名：建築都市部建築指導課
直 通：092-643-3719
内 線：4678
担 当：衣川、河原畑

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者：
福岡市博多区下呉服町9-26
九宝工業株式会社

2 指名停止の期間：
令和7年10月21日 ～ 令和7年11月20日（1ヵ月間）

3 事実概要：
九宝工業株式会社は、福岡市内における民間発注の新築マンション建設現場の一次下請負業者として、掘削工事を施工する事業者であった。令和5年6月15日、同社社員は、同建設現場において作業員に作業を行わせるに当たり、掘削作業主任者として法令の定める資格を有する自身が選任され、法令の定める職務内容について認識があったのにも関わらず、作業の方法を決定せず、かつ、作業を直接指揮しないなど、作業主任者として法令の定める事項を行わなかったことにより、作業員が死亡する事故が発生した。この件に関して、令和7年6月18日、福岡簡易裁判所から、同社は労働安全衛生法違反により罰金20万円、同社社員は同違反及び業務上過失致死の罪により罰金50万円の略式命令を受け、それぞれ刑が確定している。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するため、監督処分（営業停止3日間）を受けた。
これらの事実は「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当する。

4 指名停止の理由：
「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」別表その2第11号に該当することから、指名停止1ヶ月間とする。

【建設業法第28条第1項】

（指示及び営業の停止）

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定（略）に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令（入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

【指名停止措置要綱 別表その2第11号】

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 11 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内